

全建事発第133号
平成18年2月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会長 前田靖治
〔公印省略〕

アスベスト製品の代替化の促進について

アスベストによる健康被害問題をめぐり、現在国において建築基準法、大気汚染防止法等各関連法の見直しが進められております。特に建築基準法では、飛散性のあるアスベスト含有建材の使用禁止、吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウールについて除去・封じ込めの検討がされており、従来使用されてきたアスベスト製品について、早期の代替化が求められております。

このたび、別紙のとおり厚生労働省より国土交通省を經由してアスベスト製品の代替化の促進について協力依頼がありましたので、貴会会員に対し、周知徹底方よろしくお願い致します。

なお、厚生労働省に設置されている「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」の報告書の概要を添付致しますが、報告書本編については、厚生労働省のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0118-2.html>

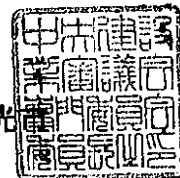
以上



国総建第298号
国総振第140号
国住生第392号
平成18年 1月24日

(社) 全国建設業協会会長 前田 靖治 殿

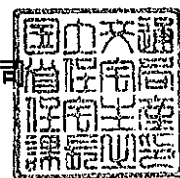
国土交通省総合政策局建設業課長 吉田 光



国土交通省総合政策局建設振興課長 最勝寺 潔



国土交通省住宅局住宅生産課長 高井 憲司



アスベストの代替化の促進について（依頼）

アスベストによる健康被害が社会的な問題となっており、アスベスト製品についてはその早期の代替化の実施が求められているところです。

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、別紙写しのとおりアスベスト製品の代替化の促進について協力依頼がありましたので、貴団体におかれても傘下会員に対して別紙写しの周知徹底方御協力お願い申し上げます。

基安発第0118003号

平成18年1月18日

国土交通省総合政策局次長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公 印 省 略)

アスベスト製品の代替化の促進について

アスベストによる健康被害が社会的な問題となっており、アスベスト製品についてはその早期の代替化の実施が求められているところですが、当省では、平成17年8月25日、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、アスベスト製品の全面禁止に向けた専門技術的な検討を行ってきたところです。この度、当該検討会報告書が取りまとめられたところです。

今後、本報告書を受け、関係法令の整備を行い、平成18年度中に施行することとしています。今般、別添のとおり関係団体に対し、アスベスト製品の代替化の促進について要請したところですので、貴職におかれましても、アスベスト製品のより速やかな代替化につきまして、関係団体に対し指導方お願いします。



別添

基安発第 0118001 号

平成 18 年 1 月 18 日

関係事業主団体の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

アスベスト製品の代替化の促進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、アスベストによる健康被害が社会的な問題となっており、アスベスト製品についてはその早期の代替化の実施が求められているところです。当省では、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しを含め、さらに早期の代替化を検討する。」(平成 17 年 7 月 29 日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合) との方針等を踏まえ、平成 17 年 8 月 25 日、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、アスベスト製品の全面禁止に向けた専門技術的な検討を行ってきたところです。この度、当該検討会報告書が別添のとおり取りまとめられたところであり、その概要は別紙のとおりです。

今後、本報告書を受け、関係法令の整備を行い、平成 18 年度中に施行することとしていますが、貴団体におかれては、下記の事項につきまして、貴団体会員に対し、周知・徹底下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 報告書において禁止が猶予されているもの以外のアスベスト製品について、法令の整備を待つまでもなく、可能な限り速やかにその製造、輸入、譲渡、提供又は使用を中止すること。

- 2 報告書において禁止を猶予するとした製品についても、代替製品メーカー等と協力して実証試験等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに非アスベスト製品へ代替化を行うこと。実証試験において、なお代替化が困難とされる部位については、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めること。
- 3 1及び2の進捗状況、計画について貴団体においてとりまとめ、平成18年8月31日までに当職あて報告を行うこと。

《問い合わせ、報告先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

(代表) 03-5253-1111 (内線) 5515

(直通) 03-3502-6756

(FAX) 03-3502-1598

石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討報告書の概要

- 1 アスベスト製品の製造等を禁止すること。
- 2 新設の設備については、アスベスト製品の使用を認めない。
- 3 ただし、次のものについては、国民の安全の確保上、実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止を除外する。

	製品名	用途・条件	
1	ジョイントシートガスケット	温度・耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
			国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
			国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		サイズ	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500mm以上の大きさのもの
		圧力	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2以下又はpH11.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん、又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス、又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	温度	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	温度	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
			国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		耐薬品	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
5	ロケットモータ用断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの	
6	潜水艦用ジョイントシートガスケット及びグランドパッキン	国内において製造される潜水艦に使用されるもの	
7	原材料	1～6の製品の原料又は材料として使用されるもの	



基安発第 0118002 号

平成 18 年 1 月 18 日

災防団体の長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

アスベスト製品の代替化の促進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、アスベストによる健康被害が社会的な問題となっており、アスベスト製品についてはその早期の代替化の実施が求められているところです。当省では、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しを含め、さらに早期の代替化を検討する。」(平成 17 年 7 月 29 日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合) との方針等を踏まえ、平成 17 年 8 月 25 日、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」を設置し、アスベスト製品の全面禁止に向けた専門技術的な検討を行ってきたところです。この度、当該検討会報告書が別添のとおり取りまとめられたところであり、その概要は別紙のとおりです。

今後、本報告書を受け、関係法令の整備を行い、平成 18 年度中に施行することとしていますが、貴団体におかれては、下記の事項につきまして、貴団体会員に対し、周知・徹底下さいませようお願い申し上げます。

記

- 1 報告書において禁止が猶予されているもの以外のアスベスト製品について、法令の整備を待つまでもなく、可能な限り速やかにその製造、輸入、譲渡、提供又は使用を中止すること。
- 2 報告書において禁止を猶予するとした製品についても、代替製品メーカー等と協力して実証試験等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに非アスベスト製品へ代替化を行うこ

と。実証試験において、なお代替化が困難とされる部位については、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めること。

送付先関係団体

(関係事業主団体)

1	社団法人アルコール協会	45	社団法人日本産業車両協会
2	板硝子協会	46	社団法人日本自動車機械器具工業会
3	財団法人エンジニアリング振興協会	47	社団法人日本自動車機械工具協会
4	大阪石綿紡織工業会	48	社団法人日本自動車車体工業会
5	カーバインド工業会	49	社団法人日本自動車タイヤ協会
6	化成品工業協会	50	社団法人日本自動車部品工業会
7	硝子繊維協会	51	社団法人日本中小型造船工業会
8	社団法人色材協会	52	社団法人日本照明器具工業会
9	社団法人自動車技術会	53	社団法人日本繊維機械協会
10	社団法人潤滑油協会	54	社団法人日本造船工業会
11	社団法人新金属協会	55	日本ソーダ工業会
12	石油連盟	56	社団法人日本鉄鋼連盟
13	社団法人セメント協会	57	社団法人日本電機工業会
14	社団法人全国エルピーガス卸売協会	58	社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
15	社団法人全国エルピーガススタンド協会	59	社団法人日本電力建設業協会
16	耐火物協会	60	社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
17	電気事業連合会	61	社団法人日本内燃力発電設備協会
18	社団法人電気通信協会	62	社団法人日本ねじ工業協会
19	天然ガス鉱業会	63	社団法人日本農業機械工業会
20	社団法人日本電気制御機器工業会	64	社団法人日本配線器具工業会
21	社団法人日本アルミニウム協会	65	社団法人日本船用工業会
22	日本医用機器工業会	66	社団法人日本歯車工業会
23	社団法人日本印刷産業機械工業会	67	社団法人日本ばね工業会
24	日本LPガス協会	68	社団法人日本半導体製造装置協会
25	社団法人日本エルピーガスプラント協会	69	社団法人日本分析機器工業会
26	社団法人日本音響材料協会	70	社団法人日本ベアリング工業会
27	社団法人日本化学工業協会	71	社団法人日本ボイラ協会
28	社団法人日本ガス協会	72	社団法人日本防衛装備工業会
29	日本火薬工業会	73	社団法人日本貿易会
30	社団法人日本機械工業連合会	74	社団法人日本芳香族工業会
31	社団法人日本鍛圧機械工業会	75	社団法人日本ホームヘルス機器工業会
32	社団法人日本クレーン協会	76	日本無機薬品協会
33	社団法人日本計量機器工業連合会	77	社団法人日本溶接容器工業会
34	社団法人日本建設機械化協会	78	社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
35	社団法人日本建設機械工業会	79	社団法人日本陸用内燃機関協会
36	日本高圧ガス容器バルブ工業会	80	社団法人日本ロボット工業会
37	日本鉱業協会	81	日本石鹼洗剤工業会
38	社団法人日本工業炉協会	82	日本歯磨工業会
39	社団法人日本航空宇宙工業会	83	日本化粧品工業連合会
40	社団法人日本工作機械工業会	84	日本医療機器産業連合会
41	日本小型工作機械工業会	85	日本医薬品添加剤協会
42	社団法人日本粉体工業技術協会	86	(財)日本小型貫流ボイラ協会
43	日本産業ガス協会	87	(社)林業機械化協会
44	社団法人日本産業機械工業会	88	協同組合 日本製パン製菓機械工業会

(災防団体)

1	中央労働災害防止協会	4	林業・木材製造業労働災害防止協会
2	建設業労働災害防止協会	5	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
3	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	6	鉱業労働災害防止協会